

# I 基本的な考え方

## 1. 基本的課題

### （1）障害の有無で分け隔てられることなく生活できる地域社会づくり

改正障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現」が目的に掲げられています。

障害の有無や年齢にかかわらず人が地域で安心して生活していくには、他人を思いやり、お互いを支え合う精神が大切です。そのためには、限られた人や行政だけでなく、地域社会全体での自助・共助・公助による協働のしくみづくりが求められます。

### （2）住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境の整備

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、困り事等について気軽に相談できる窓口の整備や、必要な時に必要なサービスを利用できる体制が不可欠であり、今後、相談支援、情報提供体制のいっそうの充実や必要なサービスの確保を図ることが求められます。また、近年、障害のある人やその介護者等の高齢化が進んでいることが課題となっています。さらには、障害特性に配慮した災害時の支援や、施設の整備の際などに、障害のある人自身の意見等を施策等に反映させていくしくみづくりなども必要となります。

### （3）制度改革・新法への対応

障害のある人に関する制度については、「障害者総合支援法」、「障害者差別禁止法」等、新法の制定や現行法の改正が続いています。本市においても、それらに対応していく体制の整備に努めるとともに、サービスの担い手である関係機関の事業実施についての配慮も求められるところとなります。さらに、目まぐるしく変わる制度に関する最新の情報を本人や家族その他の支援者に迅速・正確に提供し、サービス等が途切れることなく利用できるよう図っていく必要もあります。今後、制度改革・新法制定を受けて、必要に応じ本計画一部見直しの実施を予定します。